

第百八十八号議案

東京都自然公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都自然公園条例の一部を改正する条例

東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次の一号を加える。

十三 主として歩行者の通行の用に供する道路であつて舗装がされていないものうち知事が指定する道路において車馬を使用すること。

第十七条第一項に次の一号を加える。

三 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該都立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第十七条第二項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第二十四条第一項中「次条各号」を「次条第一項各号」に改める。

第二十五条第三号から第五号までを削り、同条第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 都立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

第百八十八号議案 東京都自然公園条例の一部を改正する条例

二 都立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

三 都立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第二十六条中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(利用の増進のための情報の提供等)

第三十八条の二 都は、都立自然公園の利用の増進に資するため、都立自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うものとする。

第六十八条中「第十四条第一項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十二条第一項の規定に違反した者

二 第十四条第一項の規定による命令に違反した者

第六十九条中「次の各号の一に該当する」を「第十二条第七項の規定により許可に付せられた条件に違反した」に改め、同条各号を削る。

第七十一条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第六号中「同条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

附 則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

(提案理由)

自然公園法の一部を改正する法律(令和三年法律第二十九号)の施行を踏まえ、都立自然公園の利用に係る規制を強化するほか、所要の改正を行う必要がある。